平成２２年（フ）第５６５号
千葉県流山市向小金２丁目545番地の１
コーポラスリバーヒルズ107
債務者　鎌形　幸平
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５８５号
千葉県松戸市松戸1087番地の２コーポ青蘭103号
債務者　山﨑　良次
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５８６号
千葉県野田市花井183番地の２　野田花井県営住宅１棟408号
債務者　丸山　智子（旧姓小花）
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６３７号
千葉県柏市柏1353番地10
債務者　大久保　明
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６４９号
千葉県柏市東上町２番23―105号
債務者　佐野　栄子
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６５３号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目６番９号　エルハイム１
債務者　日浦　健一
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６６０号
千葉県野田市堤根82番地の122
債務者　佐藤美津枝
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６６２号
千葉県鎌ケ谷市北中沢２丁目23番９号　フレマリール鎌ケ谷Ｂ203
債務者　伊藤みどり（旧姓荒川）
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４５号
北九州市八幡西区大平１丁目３番18号
債務者　楠　　栄子（旧姓梅津）
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９５５号
北九州市八幡西区力丸町23番18号　109
債務者　大庭　喬幸
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９９４号
北九州市小倉南区中曽根５丁目７番19号
債務者　小松　恒子
１　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２６８７号
名古屋市中村区岩塚町字城前68番地
債務者　西尾　　榮
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６８８号
名古屋市中村区岩塚町字城前68番地
債務者　西尾　妙子
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３号
青森県弘前市大字小友字宇田野458番地26
債務者　大谷地幸一
１　決定年月日時　平成22年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２２５号
青森県平川市原田稲元35番地８
債務者　齋藤　高志
１　決定年月日時　平成22年９月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５３号
宮城県登米市東和町米谷字越路94番地１　東和定住促進住宅２号棟205号室
債務者　行場　卓弥
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２１１号
福島県いわき市小名浜字沖見１番地の19、前住所福島県いわき市小名浜字上明神町19番地清水屋レジデンスＡ202
債務者　宍戸　俊博
１　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部